

# 川崎市自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が仕事に就くために必要な技能や資格を取得する時に給付金を支給します。

厚生労働省が指定した教育訓練講座において、本人が支払った受講料等費用の一部を支給します。

## 利用できる方

川崎市にお住まいの20才未満の子を養育する母子家庭の母又は父子家庭の父で、次の①から③のすべてを満たす方

- ① 所得が児童扶養手当支給水準の方（扶養義務者がいる場合は、その方の所得による）
- ② 過去に教育訓練給付金を受給していない方（申請は1回のみ）
- ③ 適職に就くために必要と認められる方

雇用保険制度による一般教育訓練制度の受給資格がある方も支給対象になりました！！

## 対象講座

厚生労働省の指定一般教育訓練講座が対象です。「教育訓練給付金指定講座」でネット検索すると厚生労働省指定講座が確認できます。不明な点は母子・父子福祉センターサン・ライブまでお問合せください。



教育訓練給付金指定講座

検索

## 支給額

●雇用保険制度の一般教育訓練制度の受給資格がない方  
受講料等費用の**6割相当額（上限20万円）**

※1万2千円未満の場合は支給されません。

※雇用保険制度による一般教育訓練制度の受給資格がある方は上記の金額から雇用保険制度により支給された額を差し引いた金額を支給します。

## 講座指定申請・支給申請について

1 講座指定申請（受講申込みの2週間前までに、母子・父子福祉センターサン・ライブにてプログラム策定員と面接し、自立支援計画書の策定を受ける必要があります。）

### 【必要書類】

- ① 児童扶養手当証書（受給していない方は市県民税の課税・非課税証明書）
- ② 世帯全員の戸籍謄本（全部記載） ③ 世帯全員の住民票（全部記載）
- ④ 受講講座のパンフレット等
- ⑤ 番号確認書類（個人番号カード又は通知カード）と本人確認書類★

H29.4.1以降に受講修了又は講座開始をした場合で、雇用保険制度による一般教育訓練制度の受給資格がある方は、自立支援計画書の策定及び講座指定を行った上で、H29.10.31までに、支給申請をしてください。

★本人確認書類について（番号確認書類として個人番号カードを提示した場合は不要です）

- 1点でよいもの（運転免許証、旅券、在留カード・特別永住者証明書、身体障害者手帳等）
- 2点必要なもの（健康保険証、児童扶養手当証書・年金手帳、被保護証明書等）

2 支給申請（講座修了後30日以内に、こども家庭課に郵送申請）

※講座指定申請後に提出書類の内容に変更が生じた場合は御連絡ください。

### 【必要書類】

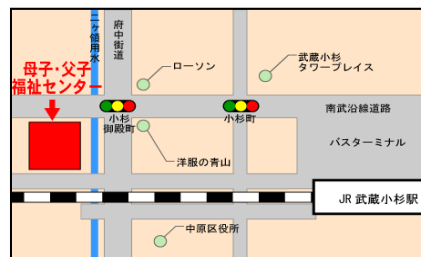
- ① 支給申請書 ② 講座修了証の写し
- ③ 講座領収書の原本 ※後日返却します。  
（訓練施設名、受講者氏名、講座名、領収額、領収日、領収印の記載があるもの）
- ④ 一般教育訓練支給・不支給決定通知書 ※雇用保険法による一般教育訓練給付制度の受給資格のある方のみ
- ⑤ 番号確認書類（個人番号カード又は通知カード）の写しと本人確認書類★の写し

申請や事前の御相談については

母子・父子福祉センター サン・ライブ

〒211-0067 川崎市中原区今井上町1番34号 和田ビル2階

電話：044-733-1166 まで



# ～教育訓練給付金受給までの流れ～

母子・父子福祉センター  
サン・ライヴ

申請したい方

こども家庭課

事前相談（講座申込みの約2週間前まで）

※プログラム策定員が自立支援計画書を作成します。

講座指定申請準備 ※表面参照

（書類準備が整い次第、サン・ライヴ経由でこども家庭課宛に申請）

審査

講座指定⇒受講開始

～受講修了～

ハローワークに支給申請

※雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方のみ

支給申請（修了日から30日以内）

（書類準備が整い次第、こども家庭課宛に申請）

審査⇒支給決定

⇒支給

※ ご注意！ 受講修了後30日以内に申請がない場合は支給されません。

☆雇用保険制度による一般教育訓練給付金制度についてのお問合せは  
お住まいの地域を管轄するハローワークまで  
川崎区・幸区にお住まいの方…ハローワーク川崎 電話：044-244-8609  
上記以外の川崎市内の区にお住まいの方…ハローワーク川崎北 電話：044-777-8609  
☆審査関係のお問合せはこども未来局こども家庭課  
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2672 まで